

令和5年2月10日付け「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」の変更に伴い、本通知の一部を変更します。  
（令和5年2月24日一部変更）

令和5年2月6日

学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長  
（危機管理対策本部 本部長）  
林 泰 成

### 新しい新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

政府は、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」への移行を決定し、1月27日からイベントの開催制限等を緩和するなどの見直しが行われました。

昨今の感染状況の動向や学生生活の重要性等を考慮し、酒類を含む飲食伴う会合の取扱いを変更します。

なお、基本的な感染対策を実施することが前提となりますので、引き続き、下記の感染対策について徹底くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 基本的な感染対策

「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気（部屋の対角線上にあるドアや窓を開ける、換気設備や換気扇を常時運転するなど）等を励行してください。

（注）①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。）

#### 2 状況に合わせたマスクの着用

「[マスクの着用について](#)」を参考に、状況に合わせてマスクを着用してください。

室内においては、会話をするとき、又は、人の距離が確保できないエレベーター・更衣室等では必ずマスクを着用してください。

#### 3 毎日の健康観察の励行

(1) 毎日の体温測定と「[健康状態確認票](#)」の記入（他県に移動した際は備考欄に行動履歴を記録）を励行してください。

(2) 発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、少しでも体調が悪いと感じたときは、登校・出勤はしないでください。自宅待機中は、指導教員及び授業担当教員に欠席連絡をすることで、基本的に授業の補講又は代替措置等が保証されます。

不要不急の外出を控え、かかりつけ医等の医療機関又は「[新潟県新型コロナ受診・相談センター](#)」（TEL:025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634、土日・祝日含む24時間対応）に電話で相談してください。

また、速やかに「[報告フォーム](#)」により大学へ報告してください。

#### 4 学生・教職員が参加する飲食を伴う会合

次の感染対策を徹底したうえで実施可能とします。

(1) 都道府県が認証する第三者認証店（注）など、感染対策が徹底された店舗を利用してください。

(2) 座席の間隔を確保してください（又はパーテーションを設置）。

(3) 会合の時間は2時間以内とします。

(4) 個人の参加意思を尊重してください（参加もしくは不参加を強制しない）。

(5) 会合の当日は必ず検温を行い、体調が悪い場合は参加しないでください。

(6) 入店時には必ず手指消毒を行ってください。

~~(7) 飲食時以外は、マスク（不織布マスクを推奨）を着用してください。（削除）~~

(8) 大きな声での会話は控えてください。

(注) 県が定める新型コロナウイルス感染予防に必要な対策を遵守する飲食店を県が認証する制度  
新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店（にいがた安心なお店応援プロジェクト）  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>

5 本人が感染した場合等の大学への報告

次のいずれかに該当する場合は、「[報告フォーム](#)」により大学に報告願います。

- (1) 本人が感染した場合
- (2) 本人又は同居者に感染の疑いがある場合
- (3) 本人が濃厚接触者となった場合
- (4) 自宅療養期間又は自宅待機期間が終了し登校（出勤）する場合

6 陽性者・濃厚接触者となった場合の対応

陽性が確認された又は濃厚接触者となった場合は、すぐに行動を自粛し自宅待機をしてください。具体的な対応については、「[報告フォーム](#)」にリンクがありますので、必ず確認してください。

なお、学生宿舎入居者は、学生宿舎での療養・自宅待機となりますので、できる限り居室から出ずに学生支援課の指示に従い行動してください。

7 正しい科学的知見に基づく行動

「(2023年1月版) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」など、これまで得られた科学的知見に基づき SNS などに流布される根拠が明示されないデマや不正確な情報などに惑わされず、1人ひとりが最新の正しい知識を身につけて正しく対策を行うように心がけてください。

<参考>

「(2023年1月版) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

ネットの時代におけるデマやフェイクニュース等の不確かな情報

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/special/fakenews/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/fakenews/)

8 その他

新型コロナウイルス感染による後遺症としての症状がみられる場合は、保健管理センターへ相談してください。

保健管理センター 電話：025-521-3642 メール：hoken@juen.ac.jp

担当：総務課副課長（総務担当）

電話 025-521-3212 メール houki@juen.ac.jp